

令和 5 年度

計量事業のあらまし



写真提供：横浜港客船フォトコンテスト

横浜市計量検査所

目 次

1 事業の概要	
(1) 定期検査事業	1
(2) 立入検査事業	5
(3) 計量思想の普及啓発事業	7
(4) 適正計量管理事業所	7
2 関係資料	9

1 事業の概要

(1) 定期検査事業

計量法（平成4年法律第五一号）では、特定計量器を用いて取引・証明をする場合には、検定証印又は基準適合証印が付された特定計量器を利用しなければならないとし、その特定計量器については、その所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長が行う定期検査を受けなければならないと定めています。そしてその検査周期は、計量法施行令（平成5年政令第三百二十九号）で2年に1回と定められています。これに基づき、横浜市では市の区域を南北に分け、隔年で定期検査を行っています。

定期検査の実施については、計量法第二十条に基づく指定定期検査機関に、公益財団法人横浜市消費者協会を指定し、委託により実施しております。

表1 計量関係予算決算

(単位：円)

		R 5年度(決算見込)	R 6年度(予算)
歳入	計量検査手数料	8,800,250	10,200,000
	その他	0	0
	歳入合計	8,800,250	10,200,000
歳出	委託料	29,011,950	33,455,000
	その他	3,043,650	2,298,000
	歳出合計	32,055,600	35,753,000

ア 個別巡回検査(表2、表3、表4、表5、表6)

横浜市の定期検査は、原則として計量器の使用現場を戸別に巡回して検査を行う方法を採用しています。

定期検査の年度ごとの対象区域は、令和5年度は市内北部8区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、港北区、緑区、青葉区及び都筑区)で実施し、令和6年度は市内南部10区(南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区及び瀬谷区)で実施します。

イ 所在場所検査(表6)

大型のはかりを所有している事業所等については、所在場所検査を行っています。令和5年度は、大型はかりを保有する事業者を対象に所在場所検査を実施しました。

ウ 定期検査に代わる計量士による検査(代検査)(表3、表4)

計量法第二十五条の規定に基づく定期検査に代わる計量士による検査(代検査)は、定期検査の告示に基づき、計量士が検査を実施しました。

表2 過去3年度の定期検査実績の推移

区 分	検査日数	検査戸数	不合格戸数	検査個数	不合格個数	手数料
令和3年度	245	2,872	67	7,639	83	8,646,020
令和4年度	254	2,581	78	9,107	110	10,245,830
令和5年度	279	2,818	91	7,688	113	8,796,050

* 横浜市計量検査所による検査と指定期検査機関による検査との合計値となります。

表3 令和5年度定期検査計量器内訳

区 分	横浜市計量検査所の検査			指定期検査機関の検査			計量士による代検査			合 計		
	検査個数	不合格個数	同率 (%)	検査個数	不合格個数	同率 (%)	検査個数	不適合個数	同率 (%)	検査個数	不合格個数	同率 (%)
電 気 式	1,612	49	3.04	2,977	31	1.04	1,365	7	0.51	5,954	87	1.46
手動天びん	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
等比皿手動	3	0	0.00	7	0	0.00	0	0	-	10	0	0.00
棒	0	0	-	9	0	0.00	0	0	-	9	0	0.00
その他の手動式	22	0	0.00	65	0	0.00	51	0	0.00	138	0	0.00
直線目盛指示	298	1	0.34	172	2	1.16	1	0	0.00	471	3	0.64
ばね式指示	638	5	0.78	1,142	25	2.19	123	0	0.00	1,903	30	1.58
その他の指示	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
手動指示併用	10	0	0.00	23	0	0.00	3	0	0.00	36	0	0.00
はかり計	2,583	55	2.13	4,395	58	1.32	1,543	7	0.45	8,521	120	1.41
分銅	87	0	0.00	172	0	0.00	29	0	0.00	288	0	0.00
おもり	113	0	0.00	338	0	0.00	248	12	4.84	699	12	1.72
合 計	2,783	55	1.98	4,905	58	1.18	1,820	19	1.04	9,508	132	1.39

表4 令和5年度定期検査及び代検査実績

区 分	検査戸数	不合格戸数(代検査は不適合戸数)	同率 (%)
横浜市計量検査所の検査	898	49	5.46
指定期検査機関の検査	1,920	42	2.19
計量士による代検査	300	5	1.67
合 計	3,118	96	3.08

表5 令和5年度定期検査月別内訳

区 分	検査日数	検査延戸数	不合格戸数	検査個数	不合格個数
4 月	17	234	4	510	4
5 月	27	357	15	858	16
6 月	31	411	13	1,145	13
7 月	23	273	7	669	11
8 月	18	176	11	552	11
9 月	27	423	3	781	3
10 月	34	290	6	688	6
11 月	22	193	10	447	13
12 月	13	67	3	155	3
1 月	27	220	4	467	4
2 月	29	154	13	1,363	27
3 月	11	28	2	53	2
合 計	279	2,826	91	7,688	113

* 横浜市計量検査所による検査と指定定期検査機関による検査との合計値となります。

* 検査延戸数の合計は、同一事業所の複数回検査により、表3・表4の検査戸数と一致しません。

表6 令和5年度特定計量器定期検査執行表

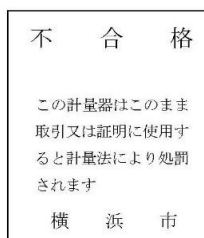
区 分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
青 葉 区		■										
緑 区		■										
鶴 見 区			■	■	■	■	■					
都 筑 区			■	■	■							
港 北 区					■	■	■	■	■			
神 奈 川 区							■	■	■	■		
中 区						■	■	■	■	■	■	
西 区										■	■	
大型はかり							■					
その他											■	■

定期検査に使用するシール

定期検査合格シール
(横浜市計量検査所)



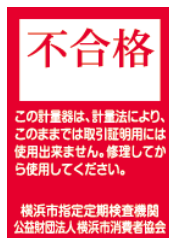
不合格シール
(横浜市計量検査所)



定期検査合格シール
(横浜市消費者協会)



不合格シール
(横浜市消費者協会)



定期検査免除シール



家庭用計量器用シール



(2) 立入検査事業

計量法第百四十八条の規定に基づき、小売業・製造業等の事業所に立ち入り、商品量目の検査並びに使用計量器の検査を実施しました。

ア 商品量目立入検査（表7・表8）

市民の日常生活に密接に関わりのある食料品(特定商品)を対象に、全国一斉商品量目立入検査の実施に併せて、立入検査を実施しました。

立入検査は、自店で包装している商品を対象とし、おおむね1事業所あたり30～40個程度の商品を抽出して実施しています。検査の結果、量目公差（政令で定める誤差）の範囲を超えて量目が不足している商品（不適正商品）の割合が15%を超えた場合は、再度立入検査を行い、適正な量目の管理が行われるように指導しています。令和5年度は、再度の立入検査の対象となる事業所はありませんでした。

イ 商品試買検査（表9）

商品試買検査は、工場で包装されている商品を購入し検査します。

神奈川県及び県内9特定市との統一選定商品として「香辛料」を店頭で購入し、量目の検査を行いました。

ウ 苦情処理対応立入検査

市民等からの苦情等に関して、店舗・事業所等に立入検査を実施しています。令和5年度は商品量目について2件、また特定計量器について2件の立入検査を行いました。

※同一事業所で内容量と計量器の検査の両方を行った場合は、両方に計上しています。

エ 適正計量管理事業所等への立入検査等

令和5年度は適正計量管理事業所に対して立入検査を実施しました（2事業所）。また、このうち製造業については県と合同で立入を行いました。

オ 特定計量器の立入検査等（表10・表11）

計量法で指定されている特定計量器については、適正な使用が行われていることを確認するため、質量計使用事業者（商品量目等立入検査に併せて実施しています）、都市ガス販売事業者、横浜市水道局及び燃料油メーター使用事業者へ立入検査を行いました。

検査結果に基づき、適正計量の実施についての指導を行いました。

カ 計量証明事業所等への立入検査

神奈川県計量検定所と共同で、環境計量証明事業所立入検査(4事業所)を行いました。

表7 商品量目立入検査成績

実働日数	延べ人員	検査戸数			検査個数		
		戸数	不適正戸数	同率(%)	個数	不適正個数	同率(%)
16	48	31	7	22.6	1,013	17	1.7

表8 商品量目検査対象別内訳

区分		検査戸数			検査個数			
		戸数	不適正戸数	同率(%)	個数	不適正個数	同率(%)	
食肉類	食肉	29	0	-	254	0	-	
	食肉の加工品	1	0	-	9	0	-	
	合計				263	0	-	
魚介類	魚介類	30	2	6.7	183	3	1.6	
	魚介類の加工品	23	2	8.7	80	6	7.5	
	合計				263	9	3.4	
青果類	野菜	野菜	31	2	6.5	263	4	1.5
		野菜の加工品	0	0	-	0	0	-
		合計				263	4	1.5
	果実	果実	0	0	-	0	0	-
		果実の加工品	0	0	-	0	0	-
		合計				0	0	-
	合計					263	4	1.5
惣菜類	調理食品	0	0	-	0	0	-	
	つくだに	0	0	-	0	0	-	
	その他の調理食品	29	2	6.9	224	4	1.8	
	合計				224	4	1.8	
非特定商品		0	0	-	0	0	-	
合計		143	8	5.6	1,013	17	1.7	

* 不適正戸数は量目不足の商品があった事業所数になります。

* 不適正個数は量目不足の商品の個数で、過量は含みません。

表9 商品試買検査

区 分	事 業 者 数			個 数		
	検 査 数	不 適 正 数	同 率 (%)	個 数	不 足 個 数	同 率 (%)
香 辛 料	1	0	0.0	25	0	0.0
そ の 他	0	0	-	0	0	-
合 計	1	0	0.0	25	0	0.0

表10 計量器立入検査

区 分	戸 数			個 数			不 適 正 理 由				
	戸 数	不 適 正 戸 数	同 率 (%)	個 数	不 適 正 個 数	同 率 (%)	有効期限切れ	定期検査未受検	水 平 不 良	零 点 不 良	その他
質 量 計	31	0	0.0	125	0	0.0	-	-	-	-	0
都市ガスメーター	0 (1)	0 (1)	- 100.0	0 (1,573,949)	0 (116)	- 0.01	0 (116)	-	-	-	0 (0)
水道メーター	0 (1)	0 (1)	- 100.0	0 (2,016,040)	0 (703)	- 0.03	0 (703)	-	-	-	0 (0)
燃料油メーター	8	0	0.0	120	0	0.0	0	-	-	-	0
積算熱量計及び温水メーター	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	-	-	-	0 (0)
合 計	39 (2)	0 (2)	0.0 (100.0)	245 (3,589,989)	0 (819)	0.00 (0.02)	0 (819)	0	0	0	0 (0)

* () は台帳検査による

表11 燃料油メーター立入検査 (内訳)

区 分	戸 数			個 数		
	検査戸数	不 適 正 戸 数	同 率 (%)	個 数	不 適 正 個 数	同 率 (%)
ガソリンスタンド	7	0	0.0	119	0	0.0
灯油販売事業者ほか	1	0	0.0	1	0	0.0
合 計	8	0	0.0	120	0	0.0

(3) 計量思想の普及啓発事業

計量管理の推進と計量思想の普及を図るため、7月1日から『正量取引強調月間運動』を、11月1日からは『計量管理強調月間運動』を展開し、計量フェアかながわへの参加やポスター配布を実施しました。

(4) 適正計量管理事業所

計量法第二百二十七条で、「特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行う。」と規定されています。

この指定を受けた事業所は、計量士を置き、定期的に自主検査を行うことにより都道府県又は特定市町村の行う定期検査を受けなくても良いこととされています。

横浜市内で適正計量管理事業所の指定を受けている事業所は次のとおりです。

表12 適正計量管理事業所数 【総数】 412 事業所 (令和6年3月31日現在)

区分	事業所名		事業所数
官公庁 (2)	神奈川県	精神保健福祉センター	1
	(県立施設)	職員厚生課 健康管理センターグループ	1
計量証明 (2)	一般財団法人 日本穀物検定協会 関東支部 横浜事務所		1
	一般社団法人 日本海事検定協会 横浜第二事業所		1
食 品 (4)	森永製菓 株式会社 鶴見工場		1
	株式会社ニッポン 横浜工場		1
	株式会社 J-オイルミルズ 横浜工場		1
	日清オイリオグループ 株式会社 横浜磯子事業場		1
石油 ・ 化学 ・ ゴム (7)	ENEOS 株式会社 横浜製造所		1
	三菱ケミカル 株式会社 鶴見事業所		1
	株式会社 ブリヂストン 横浜工場		1
	BASF ジャパン 株式会社 戸塚工場		1
	ENEOS 株式会社 根岸製油所		1
	日本グリース 株式会社 横浜工場		1
	東亜合成 株式会社 横浜工場		1
電 機 (4)	東芝エネルギーシステムズ株式会社 京浜事業所		1
	住友電気工業 株式会社 横浜製作所		1
	東芝マテリアル 株式会社		1
	パナソニックオートモーティブ株式会社		1
鉄・工業 (1)	JFEエンジニアリング 株式会社 鶴見製作所		1
自動車 (1)	日産自動車 株式会社 横浜工場		1
運輸 (1)	日本通運 株式会社 航空事業支店		1
流 通 (83)	ユニー 株式会社		4
	株式会社 そごう・西武		1
	イオンマーケット 株式会社		3
	株式会社 京急ストア		10
	株式会社 京急百貨店		1
	株式会社 高島屋		1
	株式会社 東急ストア		20
	相鉄ローゼン 株式会社		25
	生活協同組合 ユーコープ		17
	株式会社 阪急阪神百貨店 都筑阪急		1
郵政 (307)	日本郵便 株式会社		307

表13 令和5年度適正計量管理事業所届出処理件数

指定を受けた事業所	廃止した事業所	変更届
2	5	14

2 関係資料

(1) 検査設備

ア 検査室の概要(令和2年5月25日に移転)

- (ア) 所 在 横浜市市庁舎地下2階(建物構造 R C造 地上32階 地下2階)
 横浜市中区本町6丁目50番地の10
- (イ) 規 模 床面積 61.75(6.5×9.5)m² 天井までの高さ 2.65m

イ 基準器及び検査設備保有状況

[基準器]

区 分	名 称	能 力	器 数
質 量 基 準 器	特 級 基 準 分 銅	1mg ~ 20kg	30
	一 級 基 準 分 銅	1mg ~ 20kg	30
	三 級 基 準 分 銅	500kg・1000kg	19
体 積 基 準 器	液体メーター用基準タンク	19.0L	1
	液体メーター用基準タンク	10.4L	2
	液体メーター用基準タンク	5.1L	1
圧 力 基 準 器	基 準 液 柱 型 圧 力 計	0~300mmHg、1mmHg	2
温 度 基 準 器	基 準 ガ ラ ス 製 温 度 計	0℃、34℃~43℃、0.05℃	1
	基 準 ガ ラ ス 製 温 度 計	-56℃~350℃、0.1℃	8
密 度 基 準 器	基 準 密 度 浮 ひ よ う	0.600~0.650g/cm ³ 、0.0002g/cm ³	1
比 重 基 準 器	基 準 比 重 浮 ひ よ う	0.650~2.000、0.001	22

[主な検査設備]

名 称		数
実 用 基 準 分 銅	一級実用基準分銅	6組
	二級実用基準分銅(円筒形組分銅)	6組
	二級実用基準分銅(増おもり型組分銅)	9組
	二級実用基準分銅(角とう形環付1kg・2kg・5kg)	8
	二級実用基準分銅(角とう形・5kg)	4
	二級実用基準分銅(角とう形・10kg)	50
	三級実用基準分銅(角とう形・20kg)	52
質 量 比 較 器	コンパレータ (30kg、5mg)	1
	コンパレータ (5.1kg、0.2mg)	1
	コンパレータ (21g、0.001mg)	1
	電子天びん (220g、0.1mg)	1
そ の 他	量目検査用電子式はかり	2
	計量車	1

(2) 横浜市計量検査所設置規程

制 定 昭和 49 年 5 月 20 日
達第 17 号
庁中一般

横浜市計量検査所設置規程を次のように定める。

横浜市計量検査所設置規程

(設置)

第 1 条 計量に関する事務を処理するため、経済局市民経済労働部消費経済課に横浜市計量検査所(以下「検査所」という。)を置く。

(取扱事務)

第 2 条 検査所において取り扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 計量器の定期検査に関する事。
- (2) 計量器の計量士による代検査に関する事。
- (3) 計量に関する調査及び研究に関する事。
- (4) 計測技術の相談指導に関する事。
- (5) 計量に関する立入検査、指導、取締り等に関する事。
- (6) 適正計量管理事業所に関する事。
- (7) 計量思想の普及啓発に関する事。
- (8) その他計量に関する事。

(職員)

第 3 条 検査所に所長その他の職員を置く。

2 所長は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(職務)

第 4 条 所長は、上司の命を受け、検査所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長に事故あるとき、または所長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(委任)

第 5 条 この規程の施行に必要な事項は、経済局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

(以下略)

(3) 検査手数料（横浜市手数料条例による）

区 分	金 額
1 計量法（平成4年法律第五十一号）第十九条の規定に基づく定期検査手数料	
(1) 非自動はかり	
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第三百二十九号）第5条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）に係る手数料は、それぞれ次のとおりとし、最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、それぞれ当該額の2倍の額とする。	
ア 検出部が電気式のもの又は光電式のもの	1個につき
ひょう量 100kg以下	1,400 円
ひょう量 100kg超 250kg以下	1,800 円
ひょう量 250kg超 500kg以下	2,200 円
ひょう量 500kg超 1 t 以下	3,100 円
イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	1個につき 250 円
ウ ア、イ以外のもの	1個につき
ひょう量 100kg以下	500 円
ひょう量 100kg超 250kg以下	900 円
ひょう量 250kg超 500kg以下	1,500 円
ひょう量 500kg超 1 t 以下	2,100 円
ひょう量 1 t 超 2 t 以下	3,700 円
ひょう量 2 t 超 5 t 以下	6,900 円
ひょう量 5 t 超 10 t 以下	10,700 円
ひょう量 10 t 超 20 t 以下	15,000 円
ひょう量 20 t 超 30 t 以下	19,100 円
ひょう量 30 t 超 40 t 以下	21,600 円
ひょう量 40 t 超 50 t 以下	29,800 円
ひょう量 50 t 超	51,200 円
(2) 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個につき 10 円
(3) 皮革面積計	1個につき 2,500 円
2 計量法第二百二十七条第三項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	1件につき 7,400 円
3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第七十号）第三十九条の規定に基づく特定計量器の所在場所検査に要する検査手数料	半日を単位として1回につき
ひょう量 1 t 未満	3,500 円
ひょう量 1 t 以上 5 t 以下	29,900 円
ひょう量 5 t 超	46,200 円
4 計量証明書の交付手数料	1件につき 300 円

(4) 計量法

■計量法

(定期検査)

第十九条 特定計量器（第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

- 一 第七十条の登録を受けた者が計量上の証明（以下「計量証明」という。）に使用する特定計量器
 - 二 第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）
 - 三 第二十四条第一項の定期検査済証印、検定証印等又は第一百十九条第一項の計量証明検査済証印であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検定証印等に表示された年月にあつては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限り。）の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器（前二号に掲げるものを除く。）
- 2 第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、第二十一条第一項の政令で定める期間に一回、第二百二十八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で定める特定計量器（前項第一号に掲げるものを除く。）が第二十三条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。

第二十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）に、定期検査を行わせることができる。

- 2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務（以下この章において「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(定期検査に代わる計量士による検査)

第二十五条 第十九条第一項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、第二十三条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法による検査を実施期日前第十九条第一項第三号の政令で定める期間以内に行い、第三項の規定により表示を付したものについて、

これを使用する者が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

- 2 前項の規定による届出は、次項の規定により交付された証明書を添えて、経済産業省令で定めるところによりしなければならない。
- 3 第一項の検査をした計量士は、その特定計量器が第二十三条第一項各号に適合するときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付し、その特定計量器に経済産業省令で定める方法により表示及び検査をした年月を付することができる。

(指定)

第二百二十七条 経済産業大臣は、特定計量器を使用する事業所であつて、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行う。

- 2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を当該特定計量器を使用する事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 使用する特定計量器の名称、性能及び数
 - 四 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
 - 五 計量管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）
- 3 第一項の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。
- 4 前項の規定により検査を行った都道府県知事又は特定市町村の長は、経済産業省令で定めるところにより、当該検査の結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

(立入検査)

第二百四十八条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若

しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

■計量法施行令

(定期検査の実施時期)

第十一条 法第二十一条第一項の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあつては二年とし、皮革面積計にあつては一年とする。



横浜市計量検査所

令和6年11月作成

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10（市庁舎31階）

E-mail ke-keiry@city.yokohama.lg.jp

TEL 045(671)2587

FAX 045(664)9533